

INDEX

○ 最近の動向

「9月末、軽度者に対する福祉用具貸与の経過措置が終了します」

報酬算定・運営基準のQ&A

「入院・外泊期間中でも居住費にかかる補足給付は適用されるの？」

お知らせ

「介護予防支援業務委託の経過措置延長について」

「チェックシート(改正版)をHPに掲載しました」

「特定事業所集中減算の届出は9月15日までお願いします」

平成 18 年 9 月 1 日発行

第26号

○9月末、軽度者に対する福祉用具貸与の経過措置が終了します

本年4月の介護保険制度改正により、要支援者及び要介護1の者(以下「軽度者」という。)に対する福祉用具貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい種目について一定の条件に該当する者を除き、原則として保険給付の対象としないこととなりました。ただし、改正前から既にサービスを利用している場合は、9月30日までの間は引き続き保険給付を行うことができるとする経過措置が講じられています。この経過措置が9月末で終了することに伴い、厚生労働省より福祉用具貸与費等の取扱いについて通知(平成18年8月14日付事務連絡)がありましたので、その主な内容を掲載します。関係事業所におかれましては下記の点に留意してください。

1 制度改正の趣旨

軽度者に対する福祉用具貸与において、従来、利用者の状態像からは利用が想定しにくい貸与に対して給付されるといった不適正な事例が見受けられました。このため、制度改正により、状態像に応じて必要と判断された者のみが利用できるよう、適正な給付の徹底が図られることになりました。

2 留意すべき事項

【保険給付対象となる軽度者の確認】

例外的に一定の条件に該当すると判定された場合は、保険給付の対象となりますので、こうした例外に該当するか否かを必ず確認してください。保険給付の対象とならない場合には、ケアマネジメント担当者は、その理由を利用者に対して丁寧に説明してください。

【保険給付対象外のサービス利用】

保険給付の対象外となった利用者についても、保険給付の対象外であることを前提に、利用者の選択で、指定福祉用具貸与事業者と契約し、自ら費用を支払うことにより引き続きサービスを利用することができます。

福祉用具貸与事業者は、経過期間が終了したことを理由に一律に用具を回収するのではなく、利用者が自ら費用を支払うことによりサービス利用を継続する意思があるか否かを確認することが大切です。

① 貸与を行う場合

保険給付の対象外となった利用者が自ら費用を支払うことにより福祉用具貸与の契約を行う場合も、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮してください。

② 販売を行う場合

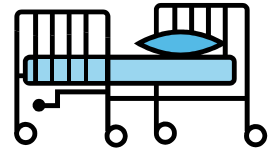
利用者の希望により、貸与されていた福祉用具を当該利用者に販売する場合には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具の衛生面や安全性の確保等に留意する他、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に基づくPSEマークを付す等必要な措置を講じてください。

ケアマネジメント担当者は、利用者の日常生活支援の観点から、必要に応じ、利用者の希望を踏まえつつ幅広い観点から代替的措置について助言するよう努めてください。その際、利用者が自ら費用を支払うことによりサービス利用を継続する場合や福祉用具を購入する場合は不当な価格により貸与や購入を受けることのないよう配慮してください。

Q 入院・外泊期間中でも居住費に係る補足給付は適用されるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 施設サービスにおける入院・外泊期間中における居住費の扱いは、基本的には施設と利用者との契約によって定められる事項ですが、利用者の入院・外泊期間中において居室が当該利用者のために確保されているような場合は、引き続き居住費の対象として差し支えありません。ただし、当該利用者が低所得者である場合の補足給付の取扱いについては、外泊時費用の対象期間のみ適用されます。なおこの取扱いは、経過措置の対象となっている要介護旧措置入所者においても同様です。



○介護予防支援業務委託の経過措置延長について

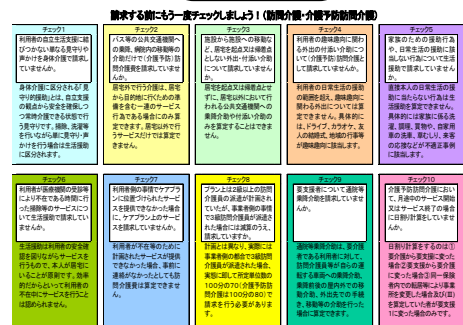
お知らせ

本年4月の介護保険制度改正により、ケアマネジメントについては、予防給付と介護給付のそれぞれに係るケアマネジメント機関においてその役割を分担することとなりました。そのうち介護予防支援業務においては、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託が可能ですが、その件数には介護支援専門員1人あたり8件の上限が設けられています。ただし、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、平成18年9月30日までの間、既存事業者に対してはこの上限を適用しないとした経過措置が講じられているところですが、しかしながら、各自治体における地域包括支援センターの体制等が未だ整っていない現状を踏まえ、本年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において、当該経過措置期間を平成19年3月31日まで6ヶ月間延長するとともに、離島等のへき地に対する特別措置を講ずるべきとの方針が決定されました。具体的な内容につきましては、今後厚生労働省より改正省令及び通知等が公布され次第、お知らせいたします。

○「チェックシート」(改正版)をHPに掲載しました

お知らせ

本年4月の介護保険制度改正の内容を反映した「事業者自己点検チェックシート」(改正版)を作成しました。表面には報酬請求の際に重要かつ間違いやすい介護報酬上のチェックポイントをQ&A方式で、裏面には報酬の算定方法や運営基準等の説明を記載し、サービスごとのチェックシートにしたものです。「東京都介護サービス情報」に掲載いたしましたので、報酬請求時にご活用していただき、適正な報酬算定にお役立て下さい。



「東京都介護サービス情報」(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>)⇒「書式ライブラリー」⇒「事業者自己点検チェックシート」

○特定事業所集中減算の届出は9月15日までお願いします

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、4月1日から8月末日までの居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の紹介率最高法人の名称等について記載した書類(居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート)を作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合は、上記書類を9月15日までに東京都へ郵送してください。90%を超えている理由が記載されていない場合又はその理由について東京都が適当でないとした場合は、平成18年10月1日から平成19年3月31日のすべての居宅介護支援費について、200単位の減算となります。3つのサービスがいずれも90%以下の場合は書類を提出する必要はありません。

※様式、計算方法及び基準の詳細:「東京都介護サービス情報」→「書式ライブラリー」→「特定事業所集中減算」

郵送先: 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 あて

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03(5320)4274・4593